

避難場所広告付電柱看板に関する協定書

平成23年 9月 1日

- (甲) 鈴鹿市
- (乙) 中電興業株式会社四日市営業所
- (丙) テルウェル西日本株式会社東海支店



避難場所広告付電柱看板に関する協定

鈴鹿市（以下甲という。）と中電興業株式会社（以下乙という。）並びにテルウェル西日本株式会社（以下丙という。）は、鈴鹿市内における「避難場所広告付電柱看板」（以下看板という。）の掲出について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、鈴鹿市内に看板を掲出することにより、市民に対し災害発生時の地域の避難場所を周知すること、及び平常時からの防災意識を啓発することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 避難場所広告付電柱看板 乙及び丙の実施している広告事業のうち、電柱に設置する看板（巻き付け・突き出し）に、災害時の避難場所と民間企業などの広告とを併せて記載するものをいう。
- (2) 避難場所 甲が定める避難場所をいう。
- (3) 広告主 本協定の趣旨に賛同する企業等をいう。
- (4) 電柱 中部電力株式会社並びにNTT西日本株式会社が所有する電柱をいう。

（避難場所等の情報提供）

第3条 甲は、看板掲出のために必要な避難場所の情報等を、乙及び丙に提供し、本協定の目的の実現に必要な指導・協力をを行うものとする。

（乙及び丙の業務）

第4条 乙及び丙は、次に掲げる事項を誠実に実行するものとする。

- (1) この協定の目的に適う広告主を募り、看板の掲出に必要な一切の手続きを行うこと。
- (2) 提出された看板の維持管理、及び住民からの申し出等に対しての対応を行うこと。
- (3) 看板の掲出状況について、原則として毎年4月1日現在、及び甲が求める時に報告を行うこと。
- (4) 避難場所の変更等により、看板の表示に訂正が生じた場合は、甲の情報に基づき速やかに必要な修正を行うこと。

（看板の仕様・掲出）

第5条 看板の仕様・掲出については、「三重県避難誘導標識等設置指針」に基づき、甲乙丙協議のうえ、法令等を遵守し、公序良俗に反しないものとする。

- 2 看板に記載する避難場所は、看板掲出場所から最も近い距離の避難場所を記載することとする。ただし、地域の事情及び河川・道路等の状況により、これにより難い

場合は、甲の判断に委ねるものとする。

(経費等)

第6条 看板の掲出にあたり、必要な一切の経費は、乙及び丙並びに広告主が負担するものとする。

(有効期間)

第7条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲乙丙が書面をもって協定終了の通知をしない限り、その効力は継続するものとする。

(協議)

第8条 この協定の実施に関し必要となる事項、及び協定に定めのない事項、又は解釈に疑義が生じた場合は、甲乙丙が協議して決定する。

本協定締結の証として本書3通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成23年 9月 1日

甲 鈴鹿市神戸一丁目18番18号
鈴鹿市

鈴鹿市長

末松則子


乙 四日市市元新町4-7 四日市電気会館2F
中電興業株式会社 四日市営業所

所長

松村弘光



丙 名古屋市中区松原3-13-15
テルウェル西日本株式会社

取締役東海支店長

熊崎孝雄

